

便所(多機能トイレ)

8

基本的な考え方

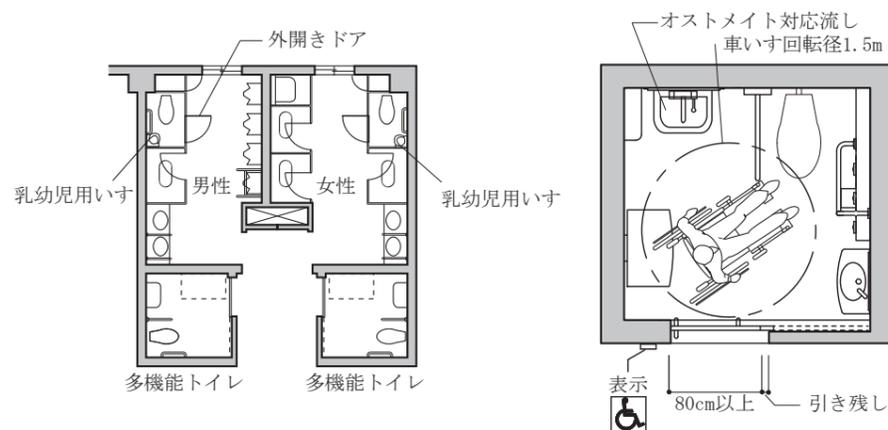
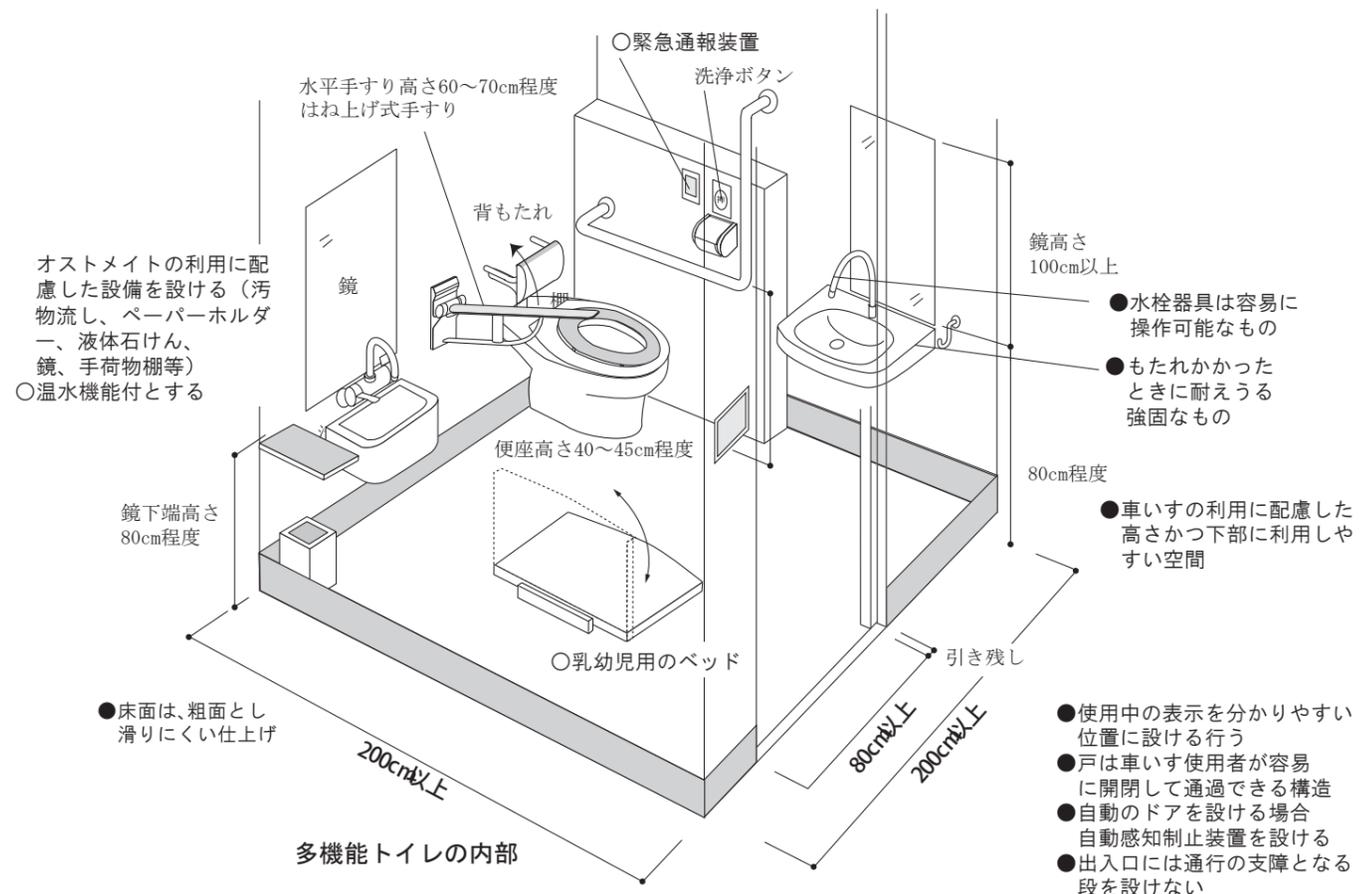
- 床面積が500㎡以上の建築物では、性別によらずに利用できる「多機能トイレ」を利用しやすい場所に設ける。
- 多機能トイレが整備されていることを知らせるため外部の出入口の付近でも案内表示を行うなど分かりやすい表示をする。
- 多くの利用者が利用する建築物では、各階に多機能トイレを設ける。

●整備基準

○望ましい基準

解説

(1)多機能トイレ	床面積の合計が500㎡以上の建築物又は専ら高齢者若しくは障害者が利用する建築物に利用者の用に供する便所を設ける場合においては、男女の性別によらずに利用でき、かつ、次に定める基準に適合する高齢者、障害者等の利用に配慮した便所(以下「多機能トイレ」という。)を一以上設けること。ただし、共同住宅又は寄宿舎については、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> 各階にトイレを設ける場合には、それぞれの階に1以上の多機能トイレを設ける。 飲食店、集会施設等では、床面積500㎡であっても多機能トイレを1以上設ける。 同一敷地内にある建築物では、便所内部の設備等を統一する。 多機能トイレは、それ以外の便所と一体的に設けるか、又はその出入口付近に設ける。 同一建築物内に複数の多機能トイレを設ける場合には、正面ないし左右から便器へ移乗する利用者に配慮し、便器や手すり等の位置が異なったものを設ける。 同一建築物内に複数の多機能トイレを設ける場合には、乳幼児用いすおむつ換え、ベッド、オストメイト設備等を適宜分けて配置する 	<ul style="list-style-type: none"> 多機能トイレの標準サイズは2m×2m以上とする。 建築上制約がある場合には、1.6m×2m程度とすることもできる。
(一)出入口幅	出入口の幅は、80cm以上とすること。		
(二)戸の構造	出入口に戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。		<ul style="list-style-type: none"> 使用中の表示を分かりやすい位置に設ける。
(三)自動感知制止装置	自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じ、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。		
(四)段	出入口には通行の際に支障となる段を設けないこと。		
(五)設備	内部は、車いす使用者その他の高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> 施設の用途、規模等を考慮し、必要に応じ大型ベッドを設ける。 非常用呼び出しボタン、聴覚障害者対応のフラッシュベルなどの緊急通報装置をトイレ内に設ける。 全身の映る鏡を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> トイレ内には、車いすが360度回転できるよう、直径1.5m以上の円が内接できる空間を確保する。 手すりを設ける場合は、便器の種類に対応し適切に設置する。 便座の高さは、40cm～45cm程度とする。 水平部分の手すりの高さは、65cm～70cm程度とする。
(六)床面仕上げ	床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		<ul style="list-style-type: none"> 濡れても滑りにくい仕上げとする。
(七)洗面器	次に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。 (イ)車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車いす使用者が利用しやすい空間が設けられていること。 (ロ)もたれかかったときに耐えうる強固なものとする。こと。 (ハ)水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする。こと。		<ul style="list-style-type: none"> 洗面器は、車いすでの使用に配慮し、洗面器の下に床上60cm～65cm程度のスペースを確保する。 斜めの鏡は、用いない
(八)案内表示	出入口又はその付近に、多機能トイレが設けられている旨の適切な表示をすること。	<ul style="list-style-type: none"> 便所出入口では必要に応じ点字、音声等により視覚障害者等への案内を行う。 施設の主要な案内板にもトイレの位置表示と備えられた設備等を表示する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平仮名・片仮名などの、図記号、点字、音声等により表示する。



多機能トイレの表示例

- 出入口には誰もが利用できる旨とトイレ内に設けられている機能を分かりやすい方法で表示する

多機能トイレの内部図

コラム

- 多機能トイレの鏡は、子どもから車いす利用者まで利用できるよう、車いす使用者専用の斜め鏡としない。
- 洗浄ボタンやペーパーホルダーの位置は、整備にあたって利用者のニーズを調査するなど十分な検討が必要である。
- 緊急通報装置は通常1箇所ですが、車いす使用者が転倒した時に押せる位置にさらに設ける場合もある。
- この設置位置については利用者の使用状況について十分検討する必要がある。
- 大型ベッドは、介助の必要な大人やオストメイト等の方にも利用される。



オストメイト対応設備が設けられた多機能トイレの参考例

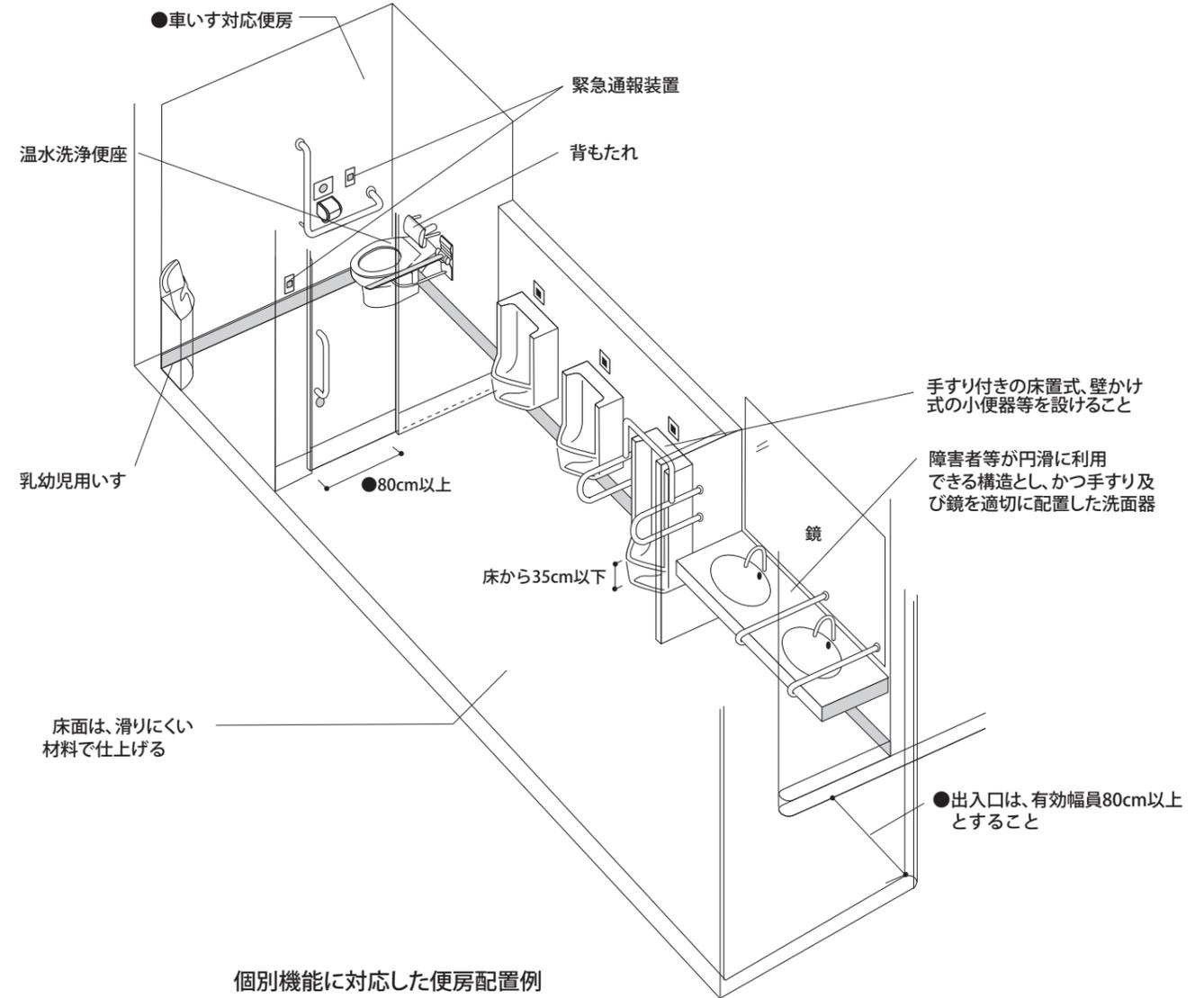
便所（一般便所）

8

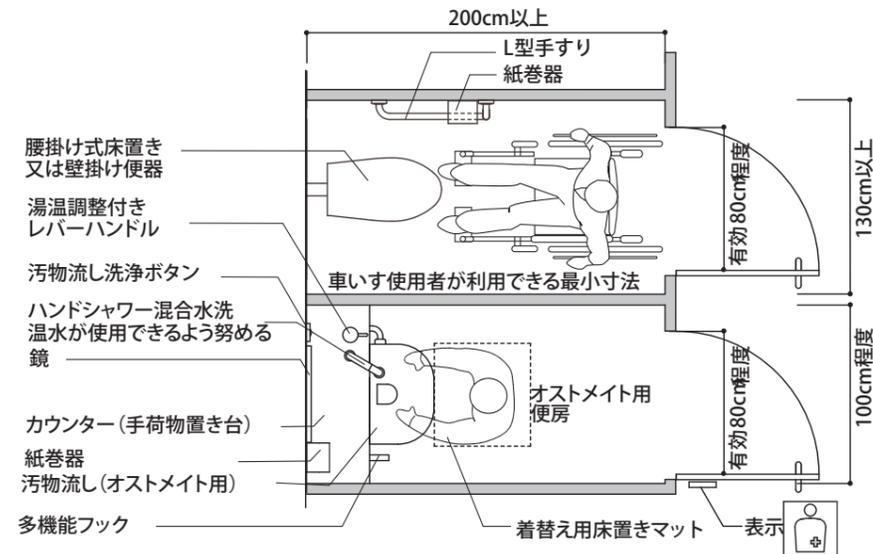
基本的な考え方

- 多機能トイレ以外にも、高齢者、障害者及び乳幼児を連れた人が利用しやすい便所を1以上整備する。便所が男女別に整備されている場合は、それぞれ1以上整備する。

	●整備基準	○望ましい基準	解説
(2)一般便所	(1)の規定により多機能トイレを設けることとされる建築物以外の建築物に、利用者の用に供する便所を設ける場合においては、多機能トイレを一以上又は次に定める基準に適合する便所を一以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)設けること。	<ul style="list-style-type: none"> 各階に便所を設ける場合は、それぞれ1以上設ける。 同一の建築物では、男女別の配置、設備等を統一する。 	<ul style="list-style-type: none"> 濡れても滑りにくい仕上げ。 同一建築物内での男女別の配置、設備等の統一は視覚障害者の利便性が高い。
(一)～(四)車いす対応便所	<ul style="list-style-type: none"> (一)車いす使用者の利用可能な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便所が設けられていること。 (二)(一)の便所及びその便所のある便所の出入口の幅は、80cm以上とすること。 (三)(一)の便所及びその便所のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、自動的に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (四)(一)の便所及びその便所のある便所の出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動お尻洗浄機能付き便座を1以上設置する。各階に便所を設ける場合は、各階設置が望ましい。 乳幼児用いすまたはベッド等を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 車いす対応便所の標準サイズは幅1.3m×奥行2.0m以上とする。 便座の高さは、40cm～45cm程度とする。 水平部分の手すりの高さは、65cm～70cm程度とする。 使用中の表示ができる装置を設ける。
(五)洗面器	(1)(七)に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。	必要に応じて手すりを設ける。	洗面器は、車いすでの使用に配慮し、洗面器の下に床60cm～65cm程度のスペースを確保する。
(六)案内表示	(一)の便所及びその便所のある便所の出入口はその付近に、高齢者、障害者等が利用可能な便所が設けられている旨の適切な表示をすること。		<ul style="list-style-type: none"> 平仮名、片仮名などの分かりやすい文字、図記号、点字、音声等により表示する。 洗浄ボタンの位置についても、留意して表示する。
(3) 2000㎡以上の建築物	床面積の合計が2000㎡以上の(1)の規定により多機能トイレを設けることとされる建築物に、多機能トイレに加えて、利用者の用に供する便所を設ける場合においては、(2)に定める基準に適合する便所を一以上設けること。ただし、多機能トイレを二以上設ける場合においては、この限りでない。		



個別機能に対応した便所配置例



コラム

- 施設の主要な案内板には、多機能トイレ等の位置表示をすることが望ましい。
- 同一建築物内では男女配置を統一することで、視覚障害者にもより利用しやすくなる。

便所(一般便所)

8

基本的な考え方

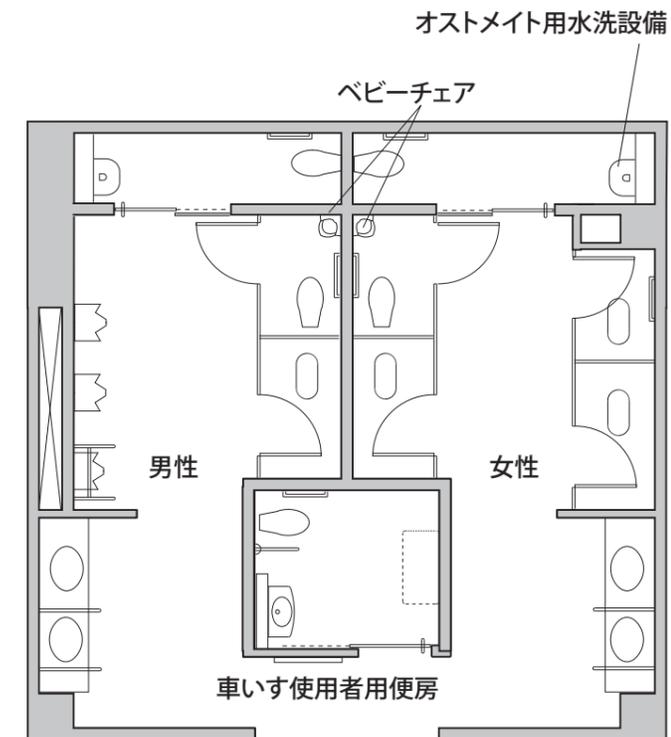
- ・小便器のうち1以上は、床置き等の子どもが利用しやすい低リップ式のものとす
- る。
- ・乳幼児用ベッド、乳幼児用いすは男女の便所にそれぞれ設ける。
- ・利用のニーズによっては大型のベッド(大人用)が求められる。大型のベッドは、ベンチ等で代用してもよい。

●整備基準

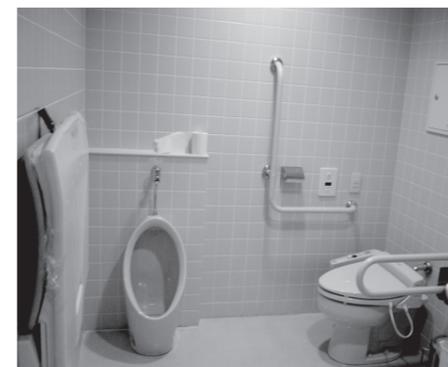
○望ましい基準

解説

(4)オストメイト用設備	利用者の用に供する便所を設ける場合においては、便所にオストメイト(人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。以下同じ。)の利用に配慮した設備(以下「オストメイト用設備」という。)を設けた便所を一以上(男子用及び女子用の区分けがあるときは、それぞれ一以上)設けるよう努めること。ただし、別表第3第1号イからチまで、ヌからカまで、タからツまで(床面積の合計が2,000㎡以上のものに限る。)及びウに利用者の用に供する便所を設ける場合並びに同号リ(床面積の合計が50㎡以上のものに限る。)においては、便所にオストメイト用設備を設けた便所を一以上(男子用及び女子用の区分けがあるときは、それぞれ一以上)設けること。		<ul style="list-style-type: none"> ・多機能トイレに利用者が集中しないように、オストメイト便房についても重要である。
(5)小便器	利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、一以上を子ども等の円滑な利用が可能な床置き等的小便器とすること。		<ul style="list-style-type: none"> ・手すりを設けた小便器は、出入口から最も近い場所に設ける。 ・「床置き等的小便器」とは、床置き又はリップの高さが床置きと同程度的小便器をいう。
(6)小便器の手すり	(5)により床置き等的小便器を設けた場合における一以上の便所の床置き等的小便器は、両側に手すりを適切に配置されたものとする。		<ul style="list-style-type: none"> ・小便器の手すりは、杖使用者等の歩行困難者が左右の手すりにつかまるか、胸あて用の手すりに胸をあてて不安定な身体を支えながら用を足せる構造が必要である。
(7)子育て支援設備	床面積の合計が500㎡以上の建築物(下宿、市場、遊技場、ダンスホール、キャバレー、ナイトクラブ、バー、料理店、待合、自動車車庫、工場、事務所、共同住宅又は寄宿舍を除く。(7)において同じ。)に利用者の用に供する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を一以上(男子用及び女子用の区分けがあるときは、それぞれ一以上)設けること。 (一)便房には、乳幼児を安全に座らせることができるいす(以下「乳幼児用いす」という。)が設けられていること。 (二)便所には、乳幼児用ベッド等の乳幼児のおむつ替えのできる設備が設けられていること。ただし、便所以外の場所であって、乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に当該設備が設けられている場合においては、この限りではない。 (三)乳幼児用いす又は乳幼児のおむつ替えのできる設備が設けられた便房、便所及び(二)ただし書に規定する場所の出入口又はその付近に、当該設備が設けられている旨の適切な表示をすること。		
(8)	床面積の合計が500㎡未満の建築物に利用者の用に供する便所を設ける場合においては、(7)に定める基準に適合する便所を一以上(男子用及び女子用の区分けがあるときは、それぞれ一以上)設けるよう努めること。		



車いす使用者に対応した便房のある便所の配置



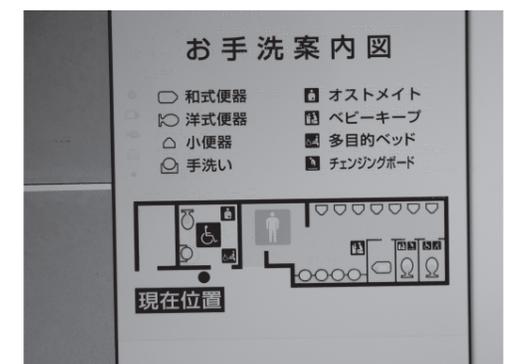
多機能トイレ内の乳幼児用ベッド・幼児用小便器設置



手すり付床置き小便器



乳幼児用いす



便所配置案内板(点字表示、触知図)